

1. 特定行為に係る看護師の研修制度（案）について

- 医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ高度な専門知識及び技能をもって行う必要のある行為（以下「特定行為」という。）について、保助看法において明確化する。

なお、特定行為の具体的な内容については、省令等で定める。

※ 特定行為の規定方法は限定列挙方式とする。また、その追加・改廃については、医師、歯科医師、看護師等の専門家が参画する常設の審議の場を設置し、そこで検討した上で決定する。

- 医師又は歯科医師の指示の下、看護師が特定行為を実施する場合に、以下のような研修を受けることを制度化する。

- ・ 医師又は歯科医師の指示の下、プロトコール（プロトコールの対象となる患者及び病態の範囲、特定行為を実施するに際しての確認事項及び行為の内容、医師への連絡体制など厚生労働省令で定める事項が定められているもの）に基づき、特定行為を行おうとする看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において、厚生労働省で定める基準に適合する研修（以下「指定研修」という。）の受講を義務づける。
- ・ 指定研修の受講が義務づけられない看護師についても、医療安全の観点から保助看法上の資質の向上に係る努力義務の内容に、特定行為の実施に係る研修を追加する。

※ 既存の看護師であっても、プロトコールに基づき特定行為を行おうとする場合は指定研修を受けなければならなくなることから、制度施行後、一定期間内に研修を受けなければならないこととするといった経過措置を設ける。

※ 特定行為が追加された場合であって、かつ、当該内容が研修の教育内容も変更する必要がある場合にあっては、当該内容に係る追加の研修義務が生じる。

- 厚生労働大臣は、研修機関の指定を行う場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

※ 審議会は、医師、歯科医師、看護師等の専門家により組織する。

○ 特定行為に応じた研修の枠組み（教育内容、単位等）については、指定研修機関の指定基準として省令等で定める。

※ 指定基準の内容は、審議会で検討した上で決定する。

○ 厚生労働大臣は、指定研修を修了した看護師からの申請により、当該研修を修了した旨を看護師籍に登録するとともに、登録証を交付する。

※ 指定研修機関における研修を修了したことの看護師籍への登録は、あくまで研修を修了したことを確認するためのものであって、国家資格を新たに創設するものではない。



2. 専任教員養成講習会等開催状況

平成 25 年度専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会

開催予定一覧

(1) 専任教員養成講習会

① 都道府県

都道府県名	講習会開催期間	定員(人)
北海道	平成 25 年 5 月～平成 26 年 2 月	40
山形県	平成 25 年 5 月～平成 25 年 12 月	25
茨城県	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月	30
栃木県	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月	30
群馬県	平成 25 年 4 月～平成 26 年 2 月	20
埼玉県	平成 25 年 5 月～平成 26 年 2 月	40
千葉県	平成 25 年 4 月～平成 26 年 1 月	40
東京都	平成 25 年 5 月～平成 26 年 3 月	45
神奈川県	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月	40
新潟県	平成 25 年 5 月～平成 26 年 2 月	30
石川県	平成 25 年 4 月～平成 25 年 12 月	30
岐阜県	平成 25 年 4 月～平成 26 年 1 月	30
愛知県	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月	45
大阪府	平成 25 年 4 月～平成 26 年 1 月	60
奈良県	平成 25 年 5 月～平成 26 年 2 月	30
広島県	平成 25 年 5 月～平成 26 年 1 月	36
山口県	平成 25 年 6 月～平成 26 年 2 月	30
福岡県	平成 25 年 4 月～平成 25 年 12 月	55
熊本県	平成 25 年 4 月～平成 25 年 12 月	30
沖縄県	平成 25 年 4 月～平成 25 年 12 月	30
合 計		716

② 都道府県の講習会に準じるものとして認定したもの

名 称	講習会開催期間	定員(人)
日本赤十字看護大学 大学院	平成 25 年 4 月～平成 27 年 3 月	5 *
人間総合科学大学	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月	4 0
環太平洋大学	平成 25 年 4 月～平成 27 年 3 月	1 2 0

(2) 教務主任養成講習会

① 都道府県

都道府県名	講習会開催期間	定員(人)
福 岡 県	平成 25 年 5 月～平成 25 年 11 月	3 0

②都道府県の講習会に準じるものとして認定したもの

名 称	講習会開催期間	定員(人)
日本赤十字看護大学 大学院	平成 25 年 4 月～平成 27 年 3 月	5 *
公益社団法人慈恵会	平成 25 年 6 月～平成 25 年 12 月	3 0

* 日本赤十字看護大学大学院看護学研究科修士課程の定員(人)は、専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会の合計数。

平成25年度実習指導者講習会開催予定一覧

都道府県名	講習会開催期間	定員(人)
北海道	平成25年 8月～平成25年10月 平成25年10月～平成25年12月	160
青森県	平成25年 6月～平成25年10月	40
宮城県	平成25年 9月～平成25年11月	45
秋田県	平成25年 6月～平成25年 8月	40
山形県	平成25年 5月～平成25年 7月	40
福島県	平成25年10月～平成25年12月	50
茨城県	平成25年 6月～平成25年 9月	100
群馬県	平成25年 6月～平成25年 7月	65
埼玉県	平成25年 5月～平成25年 8月	140
千葉県	平成25年10月～平成25年12月	40
東京都	平成25年 5月～平成25年 7月 平成25年 8月～平成25年10月 平成25年10月～平成25年12月	225
神奈川県	平成25年 9月～平成25年11月	70
	平成25年 8月～平成25年12月	40
	平成25年 6月～平成26年 1月	50
	平成25年 9月～平成25年12月	40
富山県	平成25年 9月～平成25年12月	40
石川県	平成25年 7月～平成25年 9月	40
福井県	平成25年 6月～平成25年 9月	50
山梨県	平成25年 7月～平成26年 1月	40
長野県	平成25年 9月～平成25年11月	50
静岡県	平成25年 9月～平成25年11月	90
愛知県	平成25年 5月～平成25年 7月	120
	平成25年 9月～平成25年11月	
三重県	平成25年 6月～平成25年 9月	90
滋賀県	平成25年 8月～平成25年10月	70
京都府	平成25年10月～平成25年12月	50
大阪府	平成25年 5月～平成25年 7月	80
	平成25年 9月～平成25年11月	80
	平成26年 1月～平成26年 3月	80
兵庫県	平成25年 7月～平成25年 8月	60
奈良県	平成25年 8月～平成25年10月	70
和歌山県	平成25年 6月～平成25年 8月	40
鳥取県	平成25年 7月～平成25年 9月	35
島根県	平成25年 7月～平成25年 9月	40
岡山県	平成25年 8月～平成25年10月	50
広島県	平成25年10月～平成25年12月	50
山口県	未定	60
徳島県	平成25年 6月～平成25年 9月	40
香川県	平成25年 9月～平成25年12月	40
愛媛県	平成25年10月～平成25年12月	40
高知県	平成25年 8月～平成25年12月	50
福岡県	平成25年11月～平成26年 3月	82
佐賀県	平成25年 6月～平成25年 8月	40
長崎県	平成25年10月～平成25年12月	40
熊本県	平成25年 9月～平成25年12月	50
大分県	平成25年 6月～平成25年10月	40
宮崎県	平成25年 6月～平成25年 8月	40
鹿児島県	平成25年11月～平成26年 2月	50
沖縄県	平成26年 1月～平成26年 3月	60
合計		2,562

3. 「看護の日」及び「看護週間」について

- テーマ 「5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に」
- 日程 「看護の日」: 平成25年5月12日(日)
「看護週間」: 平成25年5月12日(日)～18日(土)
- 主催 厚生労働省及び日本看護協会
- 後援 文部科学省、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会及び
全国社会福祉協議会
- 協賛 日本病院会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本助
産師会、全日本病院協会、全国自治体病院協議会、日本精神科
看護技術協会及び日本訪問看護財団等
- 中央行事 「忘れられない看護エピソード」の募集
- ・表彰式(受賞作品発表、表彰等)
日時: 平成25年5月12日(日)
場所: 日本看護協会ビルJNAホール(渋谷区神宮前)

(参考: 昨年度)

- テーマ 「5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に」
- 日程 「看護の日」: 平成24年5月12日(木)
「看護週間」: 平成24年5月6日(日)～12日(土)
- 中央行事 「忘れられない看護エピソード」の募集
- ・表彰式(受賞作品発表、表彰等)
日時: 平成24年5月12日(土)
場所: 日本看護協会ビルJNAホール(渋谷区神宮前)
- 全国行事 「ふれあい看護体験」、「出前授業」の実施
- ・「ふれあい看護体験」は看護週間を中心に病院、訪問看護ステーション、老人保健施設など、全国約3,000施設が実施し、約44,000人が体験。
 - ・看護職が学校に出かけ、教室で子供達に直接語りかける「出前授業」は、14県117か所で実施された。

4. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者の受入れについて (平成24年度)

趣旨・目的等

- ・ 経済連携協定に基づく外国人看護師候補者等の受入れについては、経済活動の連携の強化の観点から二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。(看護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。)
- ・ 候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団(JICWELS)が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣業者にあっせんに依頼することはできない。

経緯・予定

インドネシア

平成20年7月1日 協定発効
平成20年8月 第1陣104人が入国
平成21年11月 第2陣173人が入国

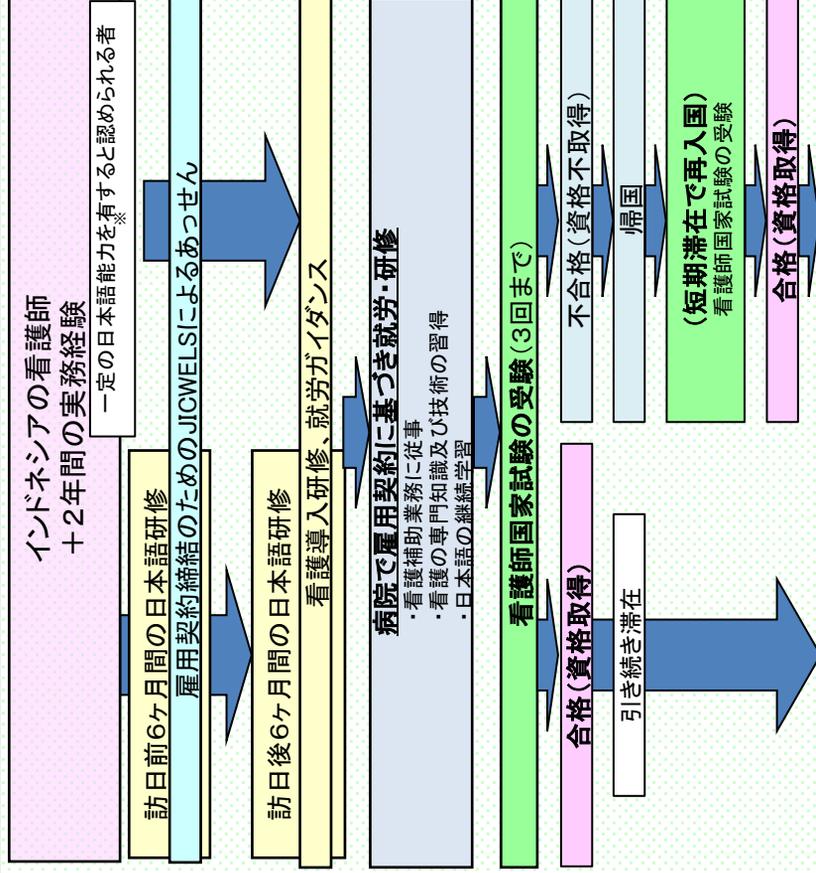
フィリピン

平成20年12月11日 協定発効
平成21年5月 第1陣93人が入国
平成22年5月 第2陣46人が入国

平成23年5月 第3陣70人が入国
平成24年5月 第4陣28人が入国

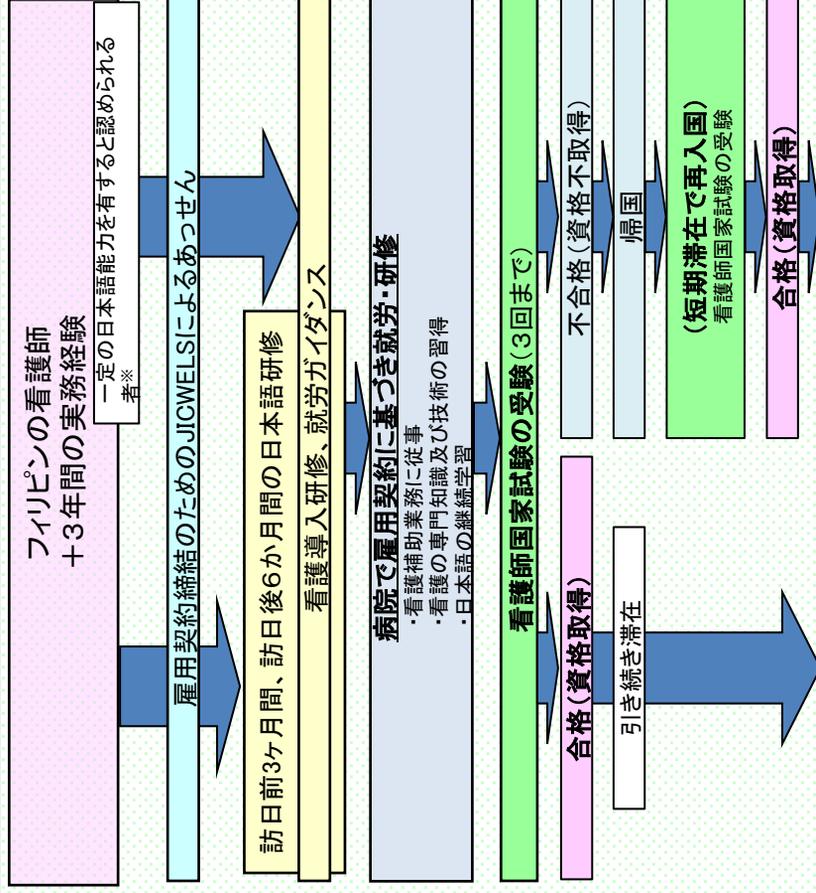
インドネシア人看護師候補者

(在留期間は最大3年間)

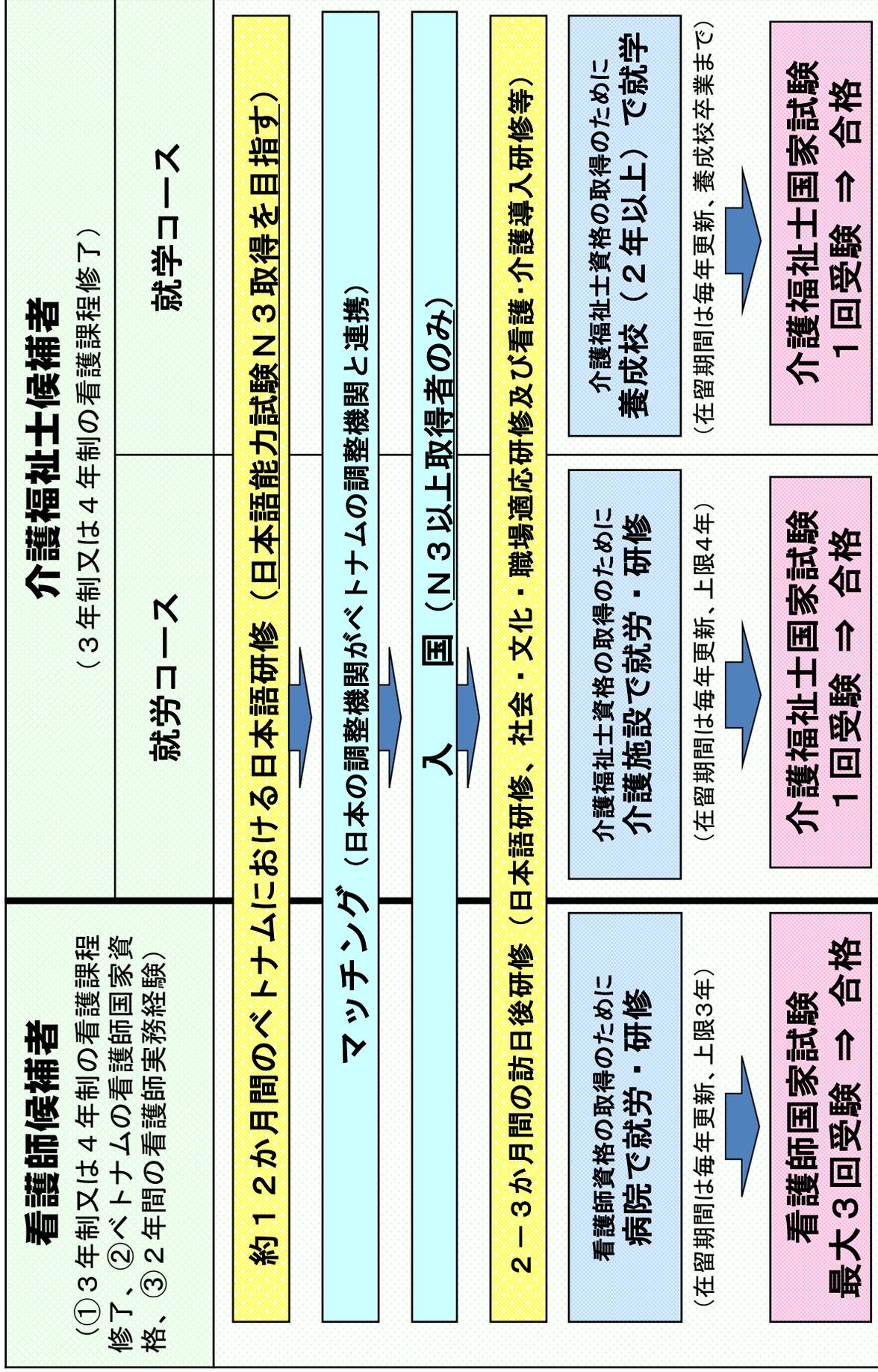


フィリピン人看護師候補者

(在留期間は最大3年間)



日ベトナムEPA:看護師・介護福祉士候補者の資格取得までの流れ



※看護師、介護福祉士の国家資格が取得できれば、滞在・就労が可能 (更新が可能)。

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の現状

平成25年1月1日時点(平成25年1月16日現在把握)
(単位:人)

インドネシア		入国者数	入国日 (免除者)	就労開始日 (免除者)	候補者			合格者		
					就労(就学)中 の人数 (※1)	雇用契約終了・ 帰国者数 (※1,2,3,4)	合計	就労中の 人数 (※1)	雇用契約終了・ 帰国者数 (※1,2,3,4)	合計
20年度	看護	104	H20.8.7	H21.2.13	0	80	80	20	4	24
	介護	104	H20.8.7 (H20.8.31)	H21.1.29 (H20.9.8)	18	51	69	25	10	35
21年度	看護	173	H21.11.13	H22.1.16	60	89	149	23	1	24
	介護	189	H21.11.13 (H21.10.4)	H22.1.16 (H21.10.14)	165	24	189	-	-	0
22年度	看護	39	H22.8.7	H22.12.4	32	4	36	3	0	3
	介護	77	H22.8.7 (H22.9.12)	H22.12.4 (H22.9.23)	71	6	77	-	-	0
23年度	看護	47	H23.7.5	H24.1.6	45	2	47	0	0	0
	介護	58	H23.7.5 (H23.6.8)	H24.1.6 (H23.6.17)	58	0	58	-	-	0
24年度	看護	29	H24.5.18	H24.11.14	29	0	29	0	0	0
	介護	72	H24.5.18	H24.11.14	72	0	72	-	-	0

フィリピン		入国者数	入国日 (免除者)	就労開始日 (免除者)	候補者			合格者		
					就労(就学)中 の人数 (※1)	雇用契約終了・ 帰国者数 (※1,2,3,4)	合計	就労中の 人数 (※1)	雇用契約終了・ 帰国者数 (※1,2,3,4)	合計
21年度	看護	93	H21.5.10	H21.10.29	18	64	82	10	1	11
	介護(就労)	190	H21.5.10 (H21.5.31)	H21.11.11 (H21.6.10)	138	51	189	1	0	1
22年度	看護	46	H22.5.9	H22.10.29	34	8	42	4	0	4
	介護(就労)	72	H22.5.9 (H22.6.8)	H22.11.11 (H22.6.17)	61	11	72	-	-	0
23年度	看護	70	H23.5.29	H23.11.17	64	6	70	0	0	0
	介護(就労)	61	H23.7.18 (H23.6.8)	H24.1.19 (H23.6.17)	59	2	61	-	-	0
24年度	看護	28	H24.5.27	H24.11.23	28	0	28	0	0	0
	介護(就労)	73	H24.5.27 (H24.5.29)	H24.11.23 (H24.6.8)	73	0	73	-	-	0
21年度	介護(就学)	27	H21.9.27	H22.4 (就学開始)	0	5	5	22	0	22
22年度	介護(就学)	10	H22.9.26	H23.4 (就学開始)	10	0	10	-	-	0

合計		入国者数	就労(就学) 中の人数 (※1)	雇用契約終了・ 帰国者数 (※1,2,3,4)	候補者			合格者		
					就労(就学)中 の人数 (※1)	雇用契約終了・ 帰国者数 (※1,2,3,4)	合計	就労中の 人数 (※1)	雇用契約終了・ 帰国者数 (※1,2,3,4)	合計
インドネシア	看護	392	212	180	166	175	341	46	5	51
	介護	500	409	91	384	81	465	25	10	35
フィリピン	看護	237	158	79	144	78	222	14	1	15
	介護(就労)	396	332	64	331	64	395	1	0	1
	介護(就学)	37	32	5	10	5	15	22	0	22
インドネシア合計		892	621	271	550	256	806	71	15	86
フィリピン合計		670	522	148	485	147	632	37	1	38
看護合計		629	370	259	310	253	563	60	6	66
介護合計(就学含む)		933	773	160	725	150	875	48	10	58
合計(就学含む)		1,562	1,143	419	1,035	403	1,438	108	16	124
合計(就学除く)		1,525	1,111	414	1,025	398	1,423	86	16	102

注: 社団法人国際厚生事業団調べ。厚生労働省告示等に基づく受入れ機関からの雇用契約終了報告書・国家試験合格結果報告書、厚生労働省による合格者の報道発表資料等による。

- ※1 国家試験合格前(就学コースにあっては養成施設の卒業前)の候補者の人数。
 - ※2 雇用契約終了日の次の日(雇用契約終了日の前に本帰国した場合は帰国日(注:一時帰国し、在留期間が切れた場合は在留期間満了日の次の日))を以て、「就労・研修中の人数」欄や「就労中の人数」欄から減じている。
 - ※3 一時帰国の場合、雇用契約終了・帰国者数には含めていない(引き続き就労・研修中(就学コースにあっては就学中、資格取得者にあっては就労中)とみなしている)。
 - ※4 雇用契約終了報告書が雇用契約終了後に提出されることや、雇用契約終了報告書に記載された雇用契約終了の予定の変更があり得る等のため、人数は今後増減があり得る。
 - ※5 「介護(就学)」については就学中の候補者の人数。
 - ※6 看護師・介護福祉士の登録時点ではなく、国家試験合格したことを以て計上している。
 - ※7 合格又は卒業後、特定活動(EPA)の在留資格をもって在留し、就労中(又は再入留資格の変更手続中)の人数。
- 注 平成23年度、平成24年度のフィリピン人介護福祉士候補者の就学コースは、募集しないこととなった。□

平成25年度 看護職員関係予算案の概要

※医療提供体制推進事業費補助金 227億円

・都道府県が行う看護職員等確保対策、救急医療対策、地域医療対策などの事業をメニュー化

1. 看護職員の資質向上

(1) チーム医療の総合的な推進

① 看護業務の安全性等検証事業 107百万円

医師又は歯科医師の指示の下、プロトコール（手順書）に基づき、診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ高度な専門的知識及び技能をもって行う必要のある行為を行おうとする看護師の研修制度の具体的な検討に向けて看護業務の実施状況の検証を行う。

② 看護職員専門分野研修事業（団体分） 32百万円 （都道府県分）※

高度な技術を有する認定看護師の養成研修などに対する支援を行う。

③ 協働推進研修事業※

医師と看護師などの協働と連携を促進するための看護職員の研修に対する支援を行う。

④ 看護補助者活用推進事業※ 新規

看護補助者の活用・質の向上を図り、看護サービス全体を向上させるため、看護管理者を対象とした研修に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進事業

① 新人看護職員研修事業※

新人看護職員研修ガイドラインによる研修体制の充実を図るため、病院等が実施する新人看護職員研修や、都道府県が実施する教育担当者研修などに対する支援を行う。

② 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師の育成※

がん及び糖尿病の患者の看護ケアを充実するための研修に対する支援を行う。

③ 看護教員等の養成支援※

看護教員の質の向上と確保を図るため、看護教員養成講習会、実習指導者講習会及び看護教員の経験に応じた継続研修に対する支援を行う。

また、看護教員養成において通信制教育（eラーニング）の実施のための支援を行う。

（9百万円）

2. 看護職員の離職の防止・復職の支援

(1) 看護職員等の勤務環境の改善に向けた支援

① 病院内保育所運営事業※

子供を持つ看護職員や女性医師などの離職防止及び復職支援のため、病院内保育所（民間）の運営（24時間保育、病児等保育等を含む）に対する支援を行う。

② 看護職員の就労環境改善事業*

看護職員の「雇用の質」向上のため、ワークライフバランスの観点から就労環境改善のための相談窓口設置や多様な勤務形態の整備のための研修事業に対する支援を行う。

③ 看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業* 新規

各都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が各都道府県ハローワークと協働して実施する、求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに対する支援を行う。

(2) 看護職員確保対策の総合的推進

① 看護職員確保対策特別事業（団体分） 53百万円 （都道府県分）*

看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する取組に対する支援を行う。

② 院内助産所・助産師外来助産師等研修事業*

院内助産所・助産師外来の医療機関管理者及び助産師への研修に対する支援を行う。

(3) 潜在看護職員の復職支援等

① 中央ナースセンター事業 114百万円

求人・求職情報の提供などの潜在看護職員の再就業の促進を図るナースバンク事業等に対する支援を行う。

② 看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業*（再掲）

③ 潜在看護職員復職研修事業*

潜在看護職員の復職を促進するための臨床実務研修等に対する支援を行う。

3. 養给力(看護学生の育成)の確保

(1) 看護師等養成所運営事業 4,509百万円

看護師等養成所（民間立）の運営に対する支援を行う。

注）看護師養成所修業年限延長促進、准看護師養成所から看護師養成所（3年制）への設置支援、助産師養成所開校促進等含む

(2) 看護教員等の養成支援*（再掲）

4. その他

(1) 設備整備事業*

① 看護師等養成所初度設備整備・教育環境改善設備整備事業（公的立及び民間立分）

② 院内助産所・助産師外来設備整備事業（公的立及び民間立分）

(2) 施設整備事業 医療提供体制施設整備交付金40億円の内数

① 病院内保育所施設整備事業、院内助産所・助産師外来施設整備事業（公的立及び民間立分）

② 看護師等養成所施設整備・修業年限延長整備事業（民間立分）

③ 看護師勤務環境改善施設整備事業、看護師宿舍施設整備事業（民間立分）

④ 看護教員養成講習会施設整備事業（公的立及び民間立分）

(3) 経済連携協定（EPA）に伴う外国人看護師受入関連事業

① 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業 154百万円

② 外国人看護師候補者就労研修支援事業*

看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業

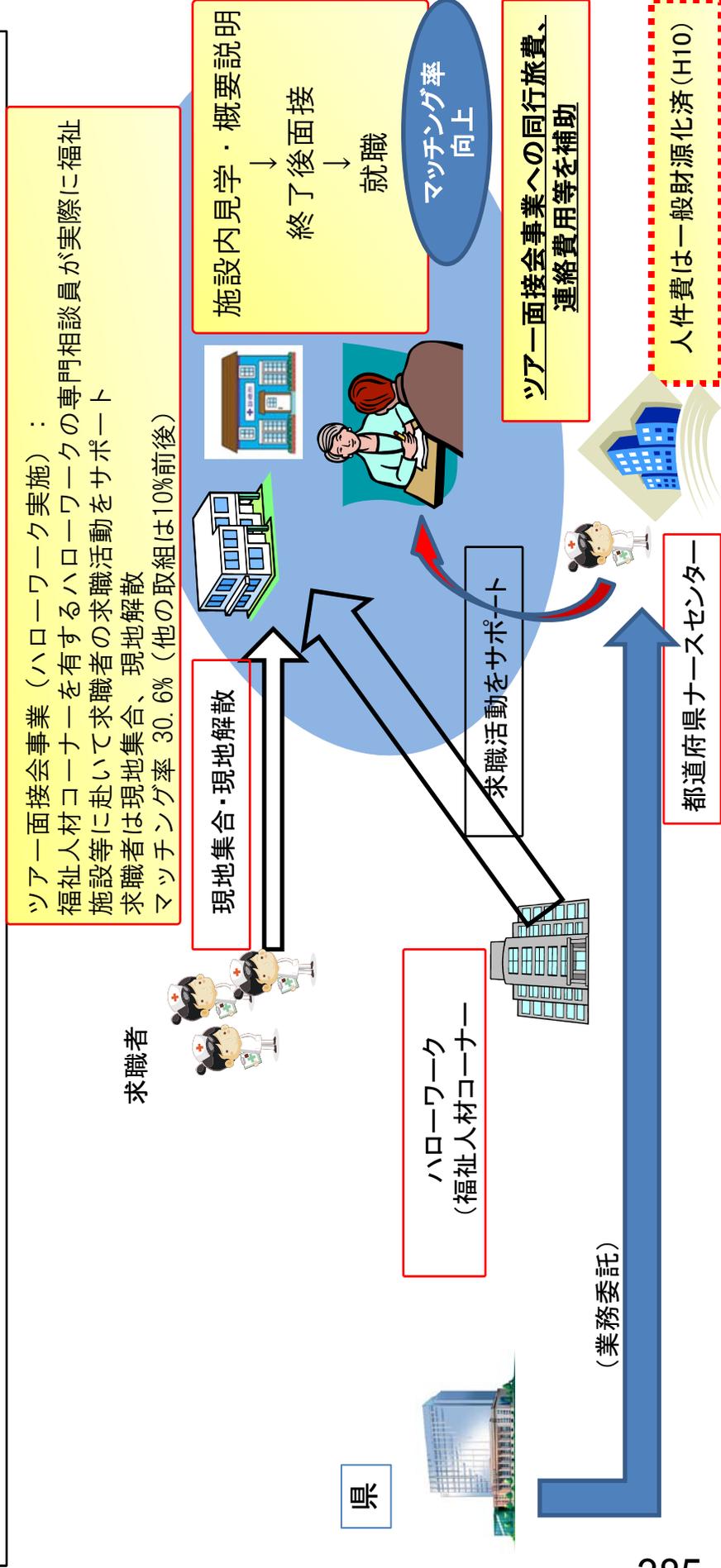
予算案

医療提供体制推進事業費補助金227億円の内数

【事業概要・内容】

就業を希望している看護職員が、自ら希望する医療機関に就職でき短期間で離職することのないよう、就業相談や求人医療機関、研修機関との調整を行うため看護職員就業相談員をハローワークへ派遣するとともに、各都道府県ナースセンターに勤務する看護職員就業相談員を各都道府県ハローワークで実施している医療機関を対象とした「求職者のツア一面接会事業」へ同行させるなど、就業相談や求人医療機関との調整等の業務を行う。

(派遣先) ハローワーク・面接を行う医療機関等
 (対象経費) 旅費等
 (算定単価) 361千円



都道府県ナースセンター（概要）

都道府県ナースセンター 47か所（看護職員確保対策との拠点として無料職業紹介などの事業を行う機関）

業務 【人材確保法第15条】

都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査を行うこと。
- 二 訪問看護（傷病者等に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。）その他の看護についての知識及び技能に関し、看護師等に対して研修を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、看護師等に対し、看護についての知識及び技能に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 四 第十二条第一項に規定する病院その他の病院等の開設者、管理者、看護師等確保推進者等に対し、看護師等の確保に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 五 看護師等について、無料の職業紹介事業を行うこと。
- 六 看護に関する啓発活動を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

公共職業安定所との連携 【人材確保法第16条】

都道府県センターは、公共職業安定所との密接な連携の下に前条第五号に掲げる業務を行わなければならない。

6. 平成24年度新人看護職員研修事業の状況

No	都道府県名	新人看護職員研修事業 医療機関受入研修事業								都道府県実施事業						
		施設数	新人職員数		受入施設数	受入人数	多施設合同研修事業		研修責任者等研修事業			新人看護職員研修推進事業				
			保健師研修実施施設数	助産師研修実施施設数			新人保健師数	新人助産師数	新人助産師合同研修	新人看護師合同研修	研修責任者研修	教育担当者研修	実地指導者研修	協議会	アドバイザー派遣	
1	北海道	147	3	17	1,978	4	25	18	55	○	×	○	○	○	×	×
2	青森県	29	0	3	328	0	6	1	14	×	×	×	×	×	×	×
3	岩手県	33	0	5	277	0	11	0	0	×	○	○	○	○	×	×
4	宮城県	33	0	0	570	0	0	1	8	×	○	○	×	×	×	×
5	秋田県	25	2	7	249	2	12	2	6	×	○	○	○	○	×	×
6	山形県	27	1	6	259	1	7	4	7	×	×	○	○	○	×	×
7	福島県	42	1	8	524	1	15	5	42	×	×	○	○	×	×	×
8	茨城県	64	0	8	808	0	19	11	40	×	○	○	○	○	×	○
9	栃木県	30	1	6	570	2	17	1	3	×	○	○	○	○	×	×
10	群馬県	55	3	6	623	25	10	3	4	×	○	○	×	○	○	○
11	埼玉県	133	2	15	1,954	4	53	18	88	○	○	○	○	○	×	○
12	千葉県	68	4	17	1,346	14	40	8	33	○	○	○	○	○	×	×
13	東京都	138	2	13	4,017	5	84	4	7	×	×	○	○	×	×	○
14	神奈川県	123	1	21	2,455	10	69	15	29	×	○	○	×	○	○	×
15	新潟県	51	1	5	620	1	8	2	3	×	×	×	×	×	×	×
16	富山県	24	1	4	389	1	13	8	36	×	×	○	○	○	○	×
17	石川県	33	1	5	398	1	8	5	32	×	×	○	○	×	×	×
18	福井県	12	0	2	217	0	5	0	0	×	×	○	×	×	○	×
19	山梨県	16	0	7	276	0	17	0	0	×	○	×	×	○	×	×
20	長野県	42	0	6	734	0	18	7	39	○	○	×	○	○	○	○
21	岐阜県	33	0	2	552	0	3	0	0	×	×	○	○	○	×	×
22	静岡県	56	1	12	1,049	8	32	3	16	×	○	○	○	○	×	×
23	愛知県	73	0	7	2,179	0	18	3	7	○	○	○	○	○	×	○
24	三重県	40	2	10	547	2	30	7	24	○	○	○	○	○	○	○
25	滋賀県	38	0	0	505	0	0	6	46	×	×	○	○	×	○	○
26	京都府	68	0	9	1,086	0	20	13	77	○	○	○	○	○	×	○
27	大阪府	167	0	36	3,473	0	143	19	105	○	○	○	×	×	×	×
28	兵庫県	111	1	15	1,848	1	38	14	85	○	○	○	○	○	○	○
29	奈良県	23	0	2	374	0	7	8	43	×	○	○	○	○	×	×
30	和歌山県	24	0	5	327	0	15	1	1	×	○	×	○	○	×	×
31	鳥取県	19	0	0	214	0	0	4	9	×	×	○	○	○	×	×
32	島根県	21	1	6	260	2	17	2	4	×	○	○	○	○	○	×
33	岡山県	32	0	1	723	0	10	4	19	×	×	×	×	×	×	×
34	広島県	70	0	6	1,050	0	18	14	37	○	○	○	○	○	○	○
35	山口県	34	0	8	479	0	18	8	17	×	×	×	○	○	×	×
36	徳島県	19	0	2	227	0	4	3	13	×	○	○	○	○	○	×
37	香川県	21	0	1	246	0	3	0	0	○	○	○	○	○	×	×
38	愛媛県	34	0	0	362	0	0	3	13	×	×	○	○	×	○	×
39	高知県	29	0	0	253	0	0	10	37	×	×	×	×	×	○	×
40	福岡県	136	2	9	2,385	15	32	32	234	×	×	○	×	○	○	×
41	佐賀県	26	2	4	322	3	13	0	0	×	×	○	×	×	×	×
42	長崎県	38	0	0	398	0	0	6	31	×	×	○	×	×	×	×
43	熊本県	54	3	6	613	4	28	8	89	×	×	○	○	○	×	×
44	大分県	34	0	1	350	0	3	5	22	×	×	○	×	×	×	×
45	宮崎県	30	0	2	265	0	3	8	31	×	○	○	○	○	○	×
46	鹿児島県	52	1	5	400	1	10	0	0	×	×	×	○	○	○	×
47	沖縄県	30	0	2	556	0	4	3	24	×	×	○	×	×	×	×
	合計	2,437	36	312	39,635	107	906	297	1,430	11	24	38	32	31	16	11

平成25年2月1日現在

7. 看護職員就業者数の推移

看護職員就業者数(年次別、就業場所別)

(単位:人)

年次	総数	保健所	市町村	病院	診療所	助産所	介護老人 保健施設	訪問看護 ステーション	社会福祉 施設	介護老人 福祉施設	居宅サービ ス等	事業所	看護師等 学校養成 所・研究 機関	その他
19年	1,370,264	8,381	33,311	851,912	297,040	1,636	37,995	28,494	16,354	27,348	37,695	8,294	13,859	7,945
20年	1,397,333	8,108	33,480	869,648	299,468	1,742	38,741	27,662	18,541	28,806	35,826	10,857	14,792	9,662
21年	1,433,772	7,932	34,393	892,003	304,247	1,720	39,796	28,082	19,502	30,179	38,866	11,411	15,228	10,413
22年	1,470,421	8,502	34,723	911,400	309,296	1,926	41,367	30,301	20,590	32,231	42,946	11,251	15,943	9,945
23年	1,495,572	8,393	35,171	927,289	309,954	2,004	42,736	30,903	21,958	33,920	44,395	11,750	16,294	10,805

保健師就業者数(年次別、就業場所別)

(単位:人)

年次	総数	保健所	市町村	病院	診療所	介護老人 保健施設	訪問看護 ステーション	社会福祉 施設	介護老人 福祉施設	居宅サービ ス等	事業所	看護師等 学校養成 所・研究 機関	その他
19年	48,246	7,137	23,833	3,605	7,096	39	301	350	41	492	2,651	896	1,805
20年	51,703	6,927	24,299	4,094	8,325	46	276	390	41	446	3,524	983	2,352
21年	53,212	6,720	24,848	4,580	8,448	46	237	387	52	460	3,738	1,027	2,669
22年	54,289	7,132	25,501	4,807	8,743	64	268	417	32	351	3,532	1,074	2,368
23年	55,262	7,044	25,956	4,924	8,751	70	267	449	33	338	3,695	1,120	2,615

助産師就業者数(年次別、就業場所別)

(単位:人)

年次	総数	保健所	市町村	病院	診療所	助産所				社会福祉 施設	事業所	看護師等 学校養成 所・研究 機関	その他
						開設者	従事者	出張のみ	計				
19年	27,927	229	570	18,293	6,129	679	298	553	1,530	12	13	1,061	90
20年	30,130	227	667	18,900	7,306	788	284	581	1,653	6	38	1,223	110
21年	31,312	221	724	19,671	7,686	788	315	528	1,631	5	32	1,249	93
22年	32,480	266	722	20,093	8,162	890	353	546	1,789	14	24	1,298	112
23年	33,606	277	780	21,023	8,144	947	359	555	1,861	10	28	1,373	110

看護師・准看護師就業者数(年次別、就業場所別)

(単位:人)

年次	区分	総数	保健所	市町村	病院	診療所	介護老人 保健施設	訪問看護 ステーション	社会福祉 施設	介護老人 福祉施設	居宅サービ ス等	事業所	看護師等 学校養成 所・研究 機関	その他
19年		1,294,091	1,015	8,908	830,014	283,815	37,956	28,185	15,992	27,307	37,203	5,630	11,902	6,164
20年	看護師	1,315,500	954	8,514	846,654	283,837	38,695	27,382	18,145	28,765	35,380	7,295	12,586	7,293
21年	+	1,349,248	991	8,821	867,752	288,113	39,750	27,842	19,110	30,127	38,406	7,641	12,952	7,743
22年	准看護師	1,383,652	1,104	8,500	886,500	292,391	41,303	30,026	20,159	32,199	42,595	7,695	13,571	7,609
23年		1,406,704	1,072	8,435	901,342	293,059	42,666	30,635	21,499	33,887	44,057	8,027	13,801	8,224
19年		882,819	844	7,030	640,197	133,694	16,359	24,525	8,982	12,232	18,279	4,350	11,884	4,443
20年	看護師	918,263	848	6,831	662,010	142,320	16,907	24,628	10,304	13,456	17,375	5,797	12,556	5,231
21年		954,818	865	7,147	687,331	148,237	17,649	24,912	10,954	14,347	18,759	6,066	12,926	5,625
22年		994,639	1,012	6,986	711,987	154,554	18,848	27,218	11,916	15,998	20,829	6,059	13,547	5,685
23年		1,027,337	1,004	7,022	734,562	159,700	19,663	27,959	12,721	17,034	21,390	6,358	13,777	6,147
19年		411,272	171	1,878	189,817	150,121	21,597	3,660	7,010	15,075	18,924	1,280	18	1,721
20年	准看護師	397,237	106	1,683	184,644	141,517	21,788	2,754	7,841	15,309	18,005	1,498	30	2,062
21年		394,430	126	1,674	180,421	139,876	22,101	2,930	8,156	15,780	19,647	1,575	26	2,118
22年		389,013	92	1,514	174,513	137,837	22,455	2,808	8,243	16,201	21,766	1,636	24	1,924
23年		379,367	68	1,413	166,780	133,359	23,003	2,676	8,778	16,853	22,667	1,669	24	2,077

(注1)「病院」については、「病院報告」により計上した

(注2)「診療所」については、「医療施設調査」(平成20、23年)及び推計(平成19、21、22年)により計上した

(注3)「病院」及び「診療所」以外については、「衛生行政報告例(平成20、22年)」及び推計(平成19、21、23年)により計上した

(医政局看護課調べ)

8. 看護師等学校養成所の平成25年4月施設見込数及び定員見込数

区	分	平成24年4月現在			増(新設・定員増)			減(廃止・定員減)			平成25年4月見込		
		学校数 (うち養集校)	1学年定員	総定員	学校数 (養集再開校)	1学年定員	総定員	学校数 (養集中止校)	1学年定員	総定員	学校数 (うち養集校)	1学年定員	総定員
保健師	大学院	1 (1)	5	10	1 (0)	2	4				2 (2)	7	14
	大学	201 (201)	16,405	16,405	13 (0)	426	426				214 (214)	16,831	16,831
	短期大学専攻科	7 (7)	180	180	0 (0)	0	0	1 (0)	15	15	6 (7)	165	165
	養成所	23 (20)	885	885				3 (2)	120	120	20 (18)	765	765
	合計	232 (229)	17,475	17,480	14 (0)	428	430	4 (2)	135	135	242 (241)	17,768	17,775
助産師	大学院	21 (21)	239	478							21 (21)	239	478
	大学専攻科	25 (25)	331	331	2 (0)	35	35				27 (27)	366	366
	大学	90 (90)	7,408	7,408	6 (0)	162	162				96 (96)	7,570	7,570
	短期大学専攻科	6 (6)	113	113	1 (0)	5	5	1 (0)	20	20	6 (7)	98	98
	養成所	44 (44)	1,000	1,020	1 (0)	5	5	1 (1)	15	15	44 (44)	990	1,010
	合計	186 (186)	9,091	9,350	10 (0)	207	207	2 (1)	35	35	194 (195)	9,263	9,522
看護師	3年課程	211 (208)	16,975	67,900	19 (0)	781	3,124				230 (227)	17,756	71,024
	短期大学	26 (24)	1,970	5,910	1 (0)	10	30	2 (2)	280	280	25 (23)	1,700	5,660
	養成所	522 (511)	25,741	77,723	24 (0)	910	2,810	17 (7)	555	1,145	529 (528)	26,096	79,388
	小計	759 (743)	44,686	151,533	44 (0)	1,701	5,964	19 (9)	835	1,425	784 (778)	45,552	156,072
2年課程	短期大学	2 (2)	450	900	2 (0)	80	160				4 (4)	530	1,060
	通信制(再掲)	1 (1)	350	700							1 (1)	350	700
	高等学校専攻科	9 (6)	285	570							9 (6)	285	570
	養成所	194 (178)	11,195	26,840	0 (0)	0	0	13 (6)	1,015	1,875	181 (172)	10,180	24,965
	通信制(再掲)	23 (19)	4,380	8,760				4 (0)	700	1,400	19 (19)	3,680	7,360
	小計	205 (186)	11,930	28,310	2 (0)	80	160	13 (6)	1,015	1,875	194 (182)	10,995	26,595
	高等学校及び専攻科一貫教育	74 (73)	3,885	19,425	3 (0)	150	750	1 (0)	40	200	76 (76)	3,995	19,975
	合計	1,038 (1,002)	60,501	199,268	49 (0)	1,931	6,874	33 (15)	1,890	3,500	1,054 (1,036)	60,542	202,642
准看護師	高等学校衛生看護科	20 (16)	830	2,570				1 (1)	30	30	19 (15)	800	2,540
	養成所	229 (226)	10,597	21,194	2 (0)	8	16	9 (3)	333	506	222 (225)	10,272	20,704
	合計	249 (242)	11,427	23,764	2 (0)	8	16	10 (4)	363	536	241 (240)	11,072	23,244
	総計	1,705 (1,659)	98,494	249,862	75 (0)	2,574	7,527	49 (22)	2,423	4,206	1,731 (1,712)	98,645	253,183

注1 国立看護大学校は、大学に計上

注2 調査時点での把握数であり、今後変更があり得る

9. 平成25年度看護師等養成所の開校等の予定について

(平成24年12月20日現在)

【看護師養成所】

看護師養成所(3年課程全日制)新設

都道府県	養成所名	所在地	1学年定員	設置者
高知県	四万十看護学院	高知県四万十市有岡字石場2252-1	40	学校法人育英館

看護師養成所(3年課程全日制)設置者変更

都道府県	養成所名	所在地	1学年定員	設置者
徳島県	徳島県鳴門病院附属看護専門学校	徳島県鳴門市撫養町斎田字見白36-1	40	地方独立行政法人徳島県鳴門病院
沖縄県	沖縄看護専門学校	沖縄県島尻郡与那原町板良敷1380-1	80	学校法人おもと会

看護師養成所(3年課程全日制)課程変更

都道府県	養成所名	所在地	1学年定員	設置者
愛媛県	東城看護専門学校	愛媛県新居浜市松原町13番47号	40	財団法人新居浜精神衛生研究所

看護師養成所(3年課程全日制)定員変更

都道府県	養成所名	所在地	1学年定員	設置者
北海道	駒沢看護保育福祉専門学校 看護第1科	北海道岩見沢市9条西3丁目1番地15	40→70	学校法人駒沢岩見沢学園
三重県	ユマニテク看護助産専門学校 看護学科	三重県四日市市浜田町13番地4	50→80	学校法人大橋学園
宮崎県	九州保健福祉大学総合医療専門学校	宮崎県宮崎市瀬頭2-1-10	40→60	学校法人順正学園

看護師養成所(3年課程全日制・修業年限4年)既存の保健師看護師統合カリキュラム4年(1学年定員 80)からの一部変更

都道府県	養成所名	所在地	1学年定員	設置者
京都府	(専)京都中央看護保健大学校	京都府京都市南区東九条松田町138番地1	40	学校法人京都中央看護師養成事業団